

第 六 十 六 号 議 案

江戸川区総合体育館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区総合体育館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区総合体育館の指定管理者を次のように指定する。

名 称		指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
所 在 地	名 称		
江戸川区総合体育館	ミズノ・スタート共同事業体 構成員（代表者） 美津濃株式会社 代表取締役 水野 明人 構成員 ミズノスポーツサービス株式 会社 代表取締役 田中 勝次 構成員 スタートファシリティーサー ビス株式会社 代表取締役 磯崎 一雄	平成二十八年四月一日から平 成三十三年三月三十一日まで	

（説明）

平成二十八年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区総合体育館の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。